

平成 24 年 5 月 14 日

宿泊施設関係者 様

松山市消防局長
(予防課扱い)
松山市都市整備部開発・建築担当部長
(建築指導課扱い)

ホテル・旅館等宿泊施設の火災予防について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市の建築・消防行政の推進にご協力をたまわり、厚く御礼申しあげます。

さて、平成 24 年 5 月 13 日午前 7 時頃に発生した広島県福山市の『ホテルプリンス』の火災において、建物が全焼し 7 名が死亡、3 名が負傷するという重大な被害が発生しております。

現在のところ、関係機関において出火原因を調査中ではありますが、防火管理体制や建物構造等の不備が被害を拡大させたひとつの要因として報じられています。

つきましては、貴宿泊施設におかれましてもこの事故を重く受けとめ、下記の事項に留意していただくとともに、従業者への指導及び教育を徹底し、火災予防に万全を期されますようお願いいたします。

記

1. 火災予防に係る留意事項

(1) 火気管理を適切に実施すること。

イ 客室に限らず、施設内全体の喫煙管理及び吸殻の処理を徹底する。

ロ コンロ、フライヤー等火気使用中はその場を離れない。また、厨房のフードや排気ダクト、グリル等に付着した油かすなどに着火しないよう、定期的な清掃や始業点検を心掛ける。

ハ O A 機器や電気機器を多数使用する場合は、配線の過負荷及び劣化、損傷による電気火災に注意し、コンセント・配線類の点検を定期的に行なう。

(2) 階段、通路などの避難経路及び防火戸等を適切に管理すること。

(3) 宿泊名簿等で宿泊者数を管理し、在館又は外出の別を把握するよう努めること。

(4) 宿泊受付時における説明や宿泊室の見やすい箇所に避難経路図を掲示するなどにより、宿泊者に対し避難口及び避難方法を分かりやすく教示すること。

(5) 火災発生時において従業者による避難誘導の体制が確保されていること。

(6) 年 2 回以上消火、通報及び避難の訓練を実施すること。

(7) 消防用設備を適切に維持管理し、点検報告に不備がある場合は早急に改修するよう手配すること。

2. 建築基準法第 8 条の規定による適正な維持保全に努めるとともに、同法第 12 条の報告に基づき、建築指導課から改善指導を受けた建築物については、早急に対応をお願いします。

3. その他

今後、火災原因等を踏まえた立入検査実施を検討中ですので、実施の際は関係者の立会い等ご協力をお願いいたします。

以上

お問い合わせ先 ※最寄の消防署等にお問合せください				
中央消防署	予防担当	本町 6 丁目 6 番地 1	TEL926-9224	Fax926-9277
東消防署	予防担当	道後湯之町 1 8-4	TEL933-0889	Fax941-8286
南消防署	予防担当	北土居 3 丁目 3-2 6	TEL957-8999	Fax957-2369
西消防署	予防担当	三津 3 丁目 4-2 3	TEL951-0873	Fax951-7340
予防課	消防設備指導担当	本町 6 丁目 6 番地 1	TEL926-9216	Fax926-9163
建築指導課	監察担当	二番町四丁目 7-2	TEL948-6512	Fax934-0640